（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　貸借対照表	第二章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　純資産	第四節　［同上］
［第一目・第二目　略］	［第一目・第二目　同上］
第三目　評価・換算差額等（第六十七条）	第三目　評価・換算差額等（第六十七条）
第三目の二　株式引受権（第六十七条の二）	
［第四目・第五目　略］	［第四目・第五目　同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
第四章　株主資本等変動計算書	第四章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）	第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）	
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
［2～24　略］	［2～24　同上］
25　この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。	25　この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。
［26～35　略］	［26～35　同上］
36　この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。	36　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第四号において同じ。）が株式交付親会社（同法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合	［号を加える。］
［37～69　略］	［37～69　同上］
（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）	（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）
第八条の十八　［略］	**第八条の十八**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　第八条第三十六項第四号に掲げる企業結合　株式交付子会社	［号を加える。］
4　［略］	4　［同上］